

# 税務署窓口における取組の概要

国 税 庁

納税者サービスPT

令和 6 年 1 2 月

# **1. 窓口でのキャッシュレス納付の利用勧奨 （キャッシュレス推進デーの試行）**

# 1. キャッシュレス推進デーの試行の概要

- 国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現を目的に、令和7年4月以降、一部の署において、窓口における現金領収事務を減らす取組を試行的に実施します。
- 取組に当たっては、特定の日を「キャッシュレス推進デー」と定め、納税者をキャッシュレス納付に誘導し易い環境を作ることによって、キャッシュレス納付の増加を目指します。なお、キャッシュレス推進デーの設定日や取組内容は、試行する税務署に応じて違います。
- 国税のキャッシュレス納付とは、「ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）」、「インターネットバンキング」、「クレジットカード納付」、「スマホアプリ納付（コード決済）」、「振替納税」を指します。

## キャッシュレス推進デーの概要

国税庁e-Tax  
キャッシュレス  
インターネット

### キャッシュレス推進デーってどんな日なの？



☞例えば、特定の曜日（例：月・水・木）、10日（源泉納付日）や月末、確定申告期間などの特定の日を「キャッシュレス推進デー」と定め、この日については、通常日以上にキャッシュレス納付への利用勧奨に力を入れて、キャッシュレス納付を知ってもらったり、利用していただく日です。

### キャッシュレス推進デーには何をするの？



☞例えば、キャッシュレス納付を行うためのマニュアルを交付し、ご自分でキャッシュレス納付を行ってもらったり、お持ちのスマートフォンなどを利用してキャッシュレス納付を行う際に職員がお手伝いすることで、実際にキャッシュレス納付を体験していただけます。また、キャッシュレス納付を行えない方も、キャッシュレス納付を行うための事前の手续をしてもらったり、税務署のパソコンを利用して、ダイレクト納付の疑似体験等を行ってもらいます。

### キャッシュレス推進デーは税務署での領収を行わないの？



☞キャッシュレス推進デーは、納税者の理解が前提となる協力依頼ベースの取組であるため、キャッシュレス納付が行えない納税者や現金領収の要望がある納税者に対しては、これまでどおり税務署窓口における現金領収を実施します。

お願い



社会全体のデジタル化を推進し、キャッシュレス納付を普及させていくためには、国税当局だけでなく、地方公共団体、関係民間団体及び金融機関の方々のご協力をいただきながら、地域全体で進めていく方がより効果がありますので、取組の実施に当たっては、「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」の下、協同でキャッシュレス納付の利用勧奨を実施していただくなど、会員の皆様におかれましても、キャッシュレス推進デーを盛り上げていただけるように、周知をお願いします。

## 2. キャッシュレス推進デーの試行署・開始時期・取組内容

### キャッシュレス推進デー試行署

国税局	試行署	開始日	取組内容
札幌国税局	(調整中)	令和7年4月1日(予定)	(調整中)
仙台国税局	(調整中)	令和7年4月1日(予定)	(調整中)
関東信越国税局	(調整中)	令和7年4月1日(予定)	(調整中)
東京国税局	(調整中)	令和7年4月1日(予定)	(調整中)
金沢国税局	(調整中)	令和7年4月1日(予定)	(調整中)
名古屋国税局	(調整中)	令和7年4月1日(予定)	(調整中)
大阪国税局	管轄全署(83署)	令和6年12月10日以降順次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日 毎月10日、月末</li> <li>・実施内容 大阪局管内の金融機関と協同で、専用のポスター・チラシを活用して、キャッシュレス納付に係る利用勧奨を行う。</li> <li>・「キャッシュレス推進強化デー」として実施。</li> </ul>
広島国税局	(調整中)	令和7年4月1日(予定)	(調整中)
高松国税局	(調整中)	令和7年4月1日(予定)	(調整中)
福岡国税局	佐賀県下署5署 (伊万里署、唐津署、佐賀署、 武雄署、鳥栖署)	令和6年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日 毎月10日、月末</li> <li>・実施内容 佐賀県内の金融機関と協同で実施。 税務署においては、ポスターやのぼり旗で視覚的に訴え、さらに窓口での領収時にもキャッシュレス納付の利用勧奨を行う。</li> </ul>
熊本国税局	(調整中)	令和7年4月1日(予定)	(調整中)
沖縄国税事務所	(調整中)	令和7年4月1日(予定)	(調整中)

## **2. 用紙コーナーの見直しについて**

## 2. 用紙コーナーの見直しについて

- 国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現を目指し、税務行政のDXに取り組んでいるところであり、e-Taxをはじめとしたオンライン手続等の利用は着実に拡大してきているところです。
- 今般、オンライン手続等の更なる推進の観点から、令和7年12月までに、順次、用紙の配付方法を見直してまいります。
- なお、取組の開始時期、内容については、国税局及び税務署の実情に応じて設定することとしております。

### 用紙配付方法の見直しの概要

国税庁e-Tax  
キャラクター  
イータ君

#### 税務署ではどのようなことを行うの？



- ◇ 税務署の窓口付近に設置している「用紙コーナー」を撤廃します。
- ◇ 書面の用紙が必要な方のために、国税庁ホームページから用紙のダウンロードが容易になるように、用紙掲載場所等の見直しも進めていきます。

#### 税務署窓口では用紙をもらえないの？



- ◇ 用紙コーナー撤廃後は、例えば、納税者等の所持するスマートフォン等からe-Taxにより提出していただいたり、国税庁ホームページから用紙をダウンロードできるように案内します。また、用紙のダウンロードが困難な方には、税務署窓口等に設置のパソコンを使用し、国税庁ホームページから自由に用紙を印刷していただいたり、これまでどおり総合窓口で請求いただくことで、必要な用紙を交付いたします。

#### 確定申告期はどうなるの？



- ◇ 税務署の実情に応じて、所得税等の確定申告や年末調整などの納税者の皆様のニーズの高い時期においては、自由に用紙が取得できるよう窓口付近に備え置く場合もあります。

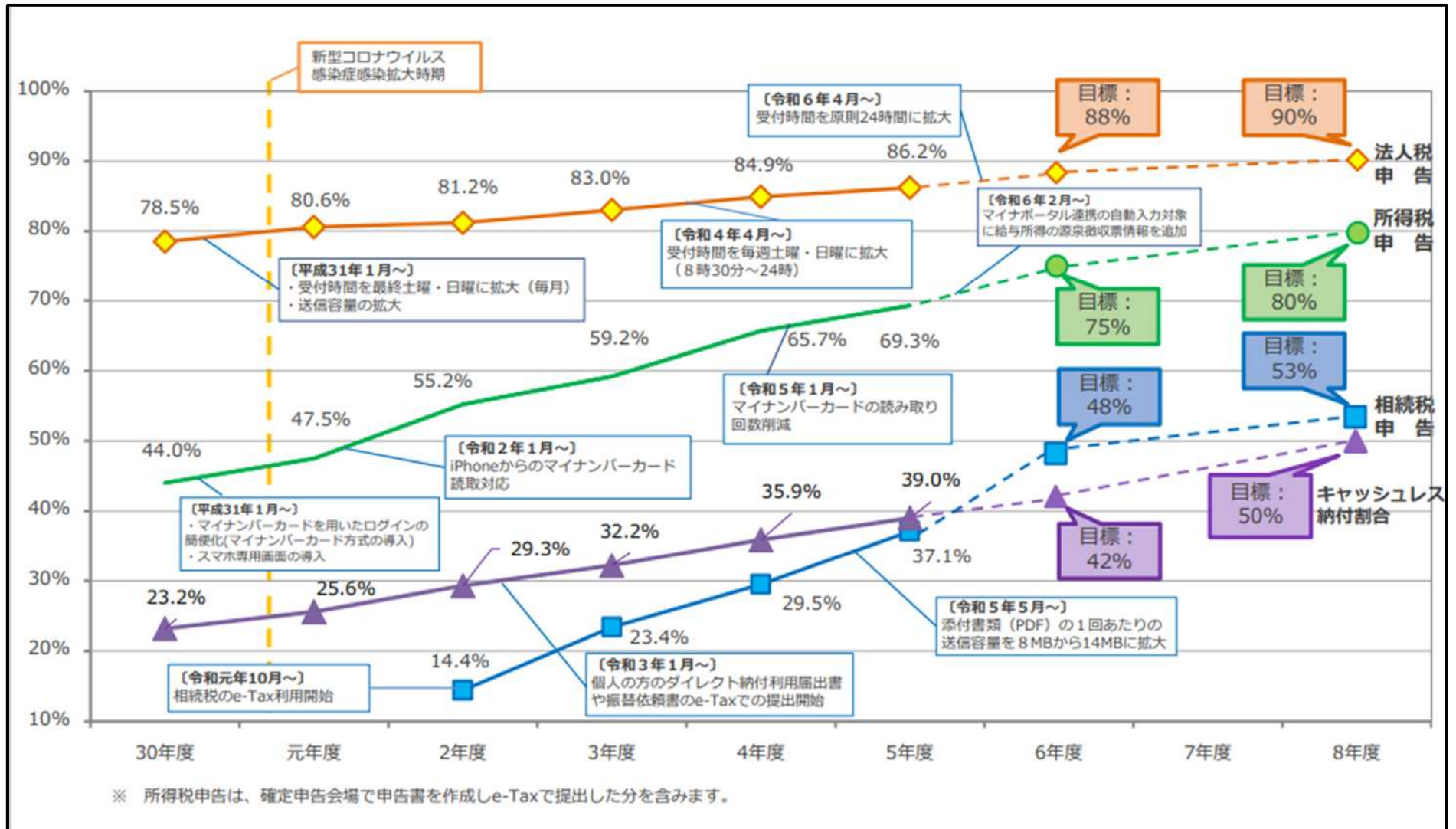
お願い



社会全体のデジタル化を推進し、税務手続のオンライン化を普及させていくためには、国税当局だけでなく、関係民間団体の方々のご協力をいただきながら進めていく方がより効果がありますので、取組の実施に当たっては、会員の皆様におかれましても、まずはe-Taxによる提出を推進していただくとともに、用紙が必要な場合においても、可能な限り国税庁ホームページをご活用いただくよう周知をお願いします。

**( 参 考 )**

# (参考) オンライン利用率の推移



(出典) [e-Taxホームページ](#)